

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成29年10月12日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 2件 |
| 厚生年金保険関係               | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700284号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700033号

## 第1 結論

請求者のA社B支店(後に、C社に事業承継、現在の厚生年金保険の適用事業所名は、C社本店)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社B支店に昭和48年4月1日から昭和54年3月31日まで継続して勤務していたが、国の記録では同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月31日とされており、同年3月が被保険者期間となっていない。

企業年金連合会に確認したところ、D厚生年金基金における加入員資格の喪失年月日は昭和54年4月1日となっているとの回答だったので、同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社本店から提出された請求者に係る退職者索引簿及び雇用保険の加入記録から、請求者は、請求期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社本店は、請求期間当時、A社の支店に勤務していた従業員の給与計算

は同社本店が行っており、通常の間扱いは、月の末日に退職した場合であっても退職月に係る厚生年金保険料は控除していたことから、同社本店は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料についても給与から控除していたと考えられる旨回答している。

さらに、D厚生年金基金が移行したE企業年金基金から提出された厚生年金基金資格喪失届によると、請求者の厚生年金基金加入員資格喪失年月日が昭和54年3月31日から同年4月1日へ訂正されていることが確認できるところ、このことについて、同企業年金基金は、A社本店人事部からD厚生年金基金に送付された退職者リストにおいて請求者が同年3月31日に退職したことが確認できたため、加入員資格喪失年月日を同年4月1日として訂正した旨回答していることから、従業員の給与計算を行っていた同社本店は、請求者が同年3月31日まで勤務していたとして給与計算を行い、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社B支店において請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額の記録並びにD厚生年金基金における報酬標準給与の月額の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社本店は、請求期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700282号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700034号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年12月26日から昭和56年1月1日まで

私は、昭和55年12月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年12月26日とされており、請求期間の被保険者記録が無い。

請求期間についてもA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、昭和56年1月1日を被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、A社は昭和57年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成8年6月1日に解散している上、請求期間当時の事業主は亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10人のうち所在が確認できた1人に照会したところ、請求者を知っているとの回答があったものの、請求者の同社における具体的な勤務期間等についての証言は得られなかった。

さらに、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和55年12月25日となっており、オンライン記録と符合している。

加えて、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求

者は、同社において昭和 52 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 55 年 12 月 26 日に同資格を喪失したことが記録されており、オンライン記録と一致している上、当該原票の健康保険被保険者証の返納に係る記録によると、昭和 55 年 12 月中に被保険者証が返納されたことが確認でき、資格喪失年月日に不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700283号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700035号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年3月から昭和34年3月まで

② 昭和33年1月から昭和35年1月まで

③ 昭和35年7月から昭和39年7月まで

④ 昭和38年6月から昭和40年1月まで

私は、請求期間①はE県F市に所在したA社に、請求期間②はG県H市に所在したB社に、請求期間③は同市に所在したC社に、請求期間④はI県J市K地区に所在したD社に勤務した。

しかし、国の記録では、請求期間①から④までの厚生年金保険の加入記録が無いので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者は、各事業所において雇用保険に加入していた旨述べているが、昭和40年3月以前に離職している雇用保険被保険者の加入記録は現存していないため、各請求期間に係る請求者の雇用保険の加入記録を確

認することはできない。

請求期間①について、請求者は、「F市に所在したA社に毎年春から秋まで勤務し、E県内の各地でL業務を担当した。同市M地区では小学校や中学校のL業務も担当した。」と述べているところ、A社は、「請求期間①当時、当社ではE県内の各地でL業務を行っていたと思うが、当時の書類は法定の保管義務期間が経過しているため既に廃棄しており、L業務を行った期間については確認できない。また、M小学校については当社がL業務を行ったことが確認できた。」と回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社のL業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「請求期間①当時の書類は無いため請求者に関する確認ができない上、当時の役員に確認したところ、請求者が述べているような季節的雇用者は、昭和60年代までは厚生年金保険に加入させていなかったということなので、厚生年金保険料も控除していなかったはずである。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、請求期間①に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者が自身と同様の勤務形態であったとして姓を挙げた二人のうち一人の姓については見当たらず、もう一人の姓については、同姓の者が確認できたため照会したものの回答が無いことから、請求者が挙げた同僚か特定できない。

さらに、上記被保険者名簿により、請求期間①の始期を含む昭和32年1月から同年5月までの期間及び請求期間①の終期を含む昭和34年3月から同年5月までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、所在が確認できた11人に照会したところ、5人から回答があったが、請求者を覚えている者はいないことから、請求者の同社における勤務状況についての証言を得ることはできない上、回答があったうちの2人は、請求期間①当時、季節作業員は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨回答している。

これらのことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、上記被保険者名簿によると、請求期間①にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

請求期間②及び③について、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、B社及びC社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない上、請求者が両事業所が所在したと述べているH市を管轄する法務局に対して類似名称を含めた照会を行ったが、両事業所の商業登記は見当たらない。

また、請求者は請求期間③の勤務先の名称について、「記憶が曖昧であるが、N社の下請をしていたので、事業所に聞いてくれれば分かるはずである。」と述べていることから、N社の継承事業所であるO社に照会したところ、同社は、請求期間

③は 50 年以上も前のことであり当時の下請会社について確認することができない旨回答している。

これらのことから、請求者が請求期間②及び③に勤務したとする事業所を特定することができず、請求者の請求期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

請求期間④について、請求者は、「D社でP業務を担当していた。」と述べているところ、オンライン記録によると、D社は昭和40年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和40年6月\*日に破産宣告（平成2年7月\*日破産終結）を受けている上、同社の事業主であるQ氏は既に亡くなっていることが確認できることから、請求者について同社に照会することはできない。しかしながら、Q氏は、昭和44年に適用事業所となったJ市R地区に所在するS社の設立時の事業主でもあったことが同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び商業登記簿謄本により確認できる。

このことからS社に照会したところ、同社は、「当社の設立当時の事業主はD社の事業主と同じであり、同社では製品を造っていたので、請求者がP業務を担当していたとすれば同社に勤務していたと思われる。」と回答していることから、期間は特定できないものの、請求者がD社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、S社は、「D社は、昭和40年に解散しており、資料は何も残っていない。」と回答している。

また、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間④を含む昭和38年4月から昭和40年1月までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者が名前を挙げた同僚の氏名は見当たらない。

さらに、上記D社の被保険者名簿により、請求期間④の始期を含む昭和38年4月から同年12月までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、6か月以上の被保険者期間があり所在が確認できた8人、請求期間④の終期を含む昭和39年8月から昭和40年1月までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、所在が確認できた8人及び当該照会に対して回答があった者から請求期間④当時同社に勤務していたとして名前が挙げられた4人の合計20人に照会し、9人から回答があったが、請求者を覚えている者はいないことから、請求者の同社における勤務状況についての証言を得ることはできない。

これらのことから、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、上記D社の被保険者名簿によると、請求期間④を含む昭和38年4月から昭和40年1月までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した

者の中に請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。